

# 一般社団法人埼玉県環境計量協議会 定款

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会(英文名：General incorporated association Saitama-Prefecture Environmental Measurement Association 略称「SEMA」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所をさいたま市に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て従たる事務所を置くことができる。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載する方法による。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、環境分野に関する計量証明及び測定(以下「環境測定」という。)を通じ、環境測定事業の発展、環境測定技術の向上、環境思想の普及、啓発を推進し、もって環境社会の保全や環境意識の向上に貢献するとともに環境社会の構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、研修会、講習会等の計画立案及び実施に関する事業
- (2) 研究発表会、共同実験等を通じた技術の向上や精度管理に係る計画立案及びその実施に関する事業
- (3) 機関紙、ホームページ等の運営を通じた情報提供の事業
- (4) 環境意識の向上のための行政、関連団体等の啓蒙、啓発の施策及び行事への協力事業
- (5) 環境計量証明事業の信頼性確保を担保するための取組
- (6) 環境分野に係る各種テーマの立案、施行、助言に関する事業
- (7) 環境測定事業の用に供する資材、機器等の販売に関する事業
- (8) 環境測定、環境意識の向上等を目的とした出版事業

- (9) 環境測定業務等の受託に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(会員の構成)

第6条 本会の会員は正会員、賛助会員及び名誉会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同した環境測定事業を行う者で、埼玉県知事に環境計量証明事業の登録を行っている者とする。

(2) 賛助会員

本会の事業に賛同し入会した者であって、下記に掲げる者であること。

- ア. 環境測定に関心を有する者
- イ. 環境測定事業の用に供する装置、機器、資材等を生産又は販売する者
- ウ. 環境測定に係わる学術等の研究、教育等を行う者
- エ. 前各号に掲げる者以外であって、環境測定に係わる事業を行う者

(3) 名誉会員

本会に貢献があった者又は環境測定に関し高度の学識経験を有する者であって、理事会の推薦、承認を得た者

(入 会)

第7条 本会の正会員、賛助会員になろうとする者は、一般法人法上の代表理事にあたる会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の申し込みをする正会員又は賛助会員は、本会に対する権利を行使する者として法人又は団体の代表者を定め、会長に届けなければならない。
- 3 前項に定める代表者に変更があった場合は、別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。
- 4 名誉会員は、理事会において選任するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、一般法人法上の社員総会にあたる会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は入会金及び会費を免除するものとする。

- 2 正会員及び賛助会員が当該事業年度中に本会に入会した場合の会費は、第11条の2の場合を除き理事会において別に定める規定に沿うものとする。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会の決議を得て会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は失跡の宣言をしたとき
- (2) 法人又は団体が解散したとき又は破産したとき
- (3) 会費を 1 年以上納めないとき
- (4) 総正会員が同意したとき

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つける行為又は本会の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 環境計量証明事業者として社会的に批判されるべき行為を行ったとき。
  - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、除名の決議を行う会員総会において、当該会員が弁明することができる機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員が第 9 又は第 10 条により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れることができる。

2 会員が資格を喪失しても、本会は既に納入した会費その他拠出金品は返却しない。

## 第 4 章 会員総会

(構 成)

第 12 条 本会の会員総会は、通常会員総会及び臨時会員総会とし、正会員をもって構成する。

2 第 23 条の規定に基づき選任された正会員以外の者である理事又は監事は、会員総会に出席するものとする。

(権 限)

第 13 条 通常会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第 14 条 通常会員総会は、毎年一回毎事業年度終了後日の翌日から 3 カ月以内に開催する。

- 2 臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から、総会の目的とする事項並びに招集の理由を記した書面により請求があったとき。

（招 集）

第 15 条 通常会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項による請求があったときは、臨時会員総会を招集しなければならない。
- 3 会員総会を招集するには、会長は会員総会の日々の 2 週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面又は電子媒体をもって通知しなければならない。

（議 長）

第 16 条 通常会員総会の議長は、会長とする。ただし、前条第 2 項の規定に基づく臨時会員総会の開催にあたっては、出席正会員の中から議長を選出する。

（議決権）

第 17 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 票とする。

（決 議）

第 18 条 会員総会の決議は、定款で別に定めがある場合を除き、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その一般法人法で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するときは、候補者ごとに第 1 項の決議を行なうものとする。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 会員総会に出席しない正会員は、理事会の決議を得て会長が別に定める書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権は前条の議決権の数に加算するものとする。

(議決権の代理行使)

第 20 条 正会員は、委任状その他代理権を証明する書類を会長に提出することによって、議決権の代理行使ができるものとする。この場合において、その正会員は会員総会に出席したものとみなすものとする。

(議事録)

第 21 条 会員総会の議事については、一般法人法施行規則で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録の署名として、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人 2 人が前項の議事録に記名押印するものとする。

## 第 5 章 理事、監事

(理事及び監事の設置)

第 22 条 本会に次の理事、監事を置く。

- (1) 理事 11 名以上 20 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 人以内を副理事長（以下「副会長」という。）、1 名を常任理事とする。

3 前項の会長をもって代表理事とし、一般法人法上の業務執行理事として副会長並びに常任理事とする。

(役員及び監事の選任)

第 23 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員(法人の場合にあつては会員代理人とする。)の中から選任する。ただし、正会員以外の者を本会の理事又は監事とする必要がある場合には、3 人を限度として会員総会の決議によって選任することができる。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、当該理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

4 本会の監事は、本会の理事又は使用人であつてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、職務を執行する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、職務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度の 4 か月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、一般法人法で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、会員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 3 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 その他監事として認められた法令上の権限を行使することができる。

(理事及び監事の任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 任期満了前に補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 27 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(賠償責任額の最低責任限度額の免除)

第 29 条 本会は、理事会の決議によって、理事又は監事（理事又は監事であった者も含む。）の一般法人法に定める損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する

場合は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。

2 本会は、外部理事又は外部監事との間で、一般法人法に定める損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第30条 本会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあったものから選任し、本会の運営に関する事項について、会長の諮問に答えることができる。

3 顧問の選任、解任は理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用は弁償できるものとする。

5 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(4) その他一般法人法に規定された事項及び定款に定められた事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。ただし、前条第2項に基づき召集された理事会の議長は、招集した理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事会が決議できる事項について、理事全員が書面又は電磁記録等により同意の意志を表示したときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 委員会

(委員会)

第 37 条 本会は、第 5 条に掲げる事業を円滑に実施するため、委員会を設置することができる。

2 委員会の運営については、理事会の承認を得て会長が別途定める。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、事務職員は事務局長が任免する。

4 前各号に規定するもののほか事務局の運営に必要な事項は、会長が別途定める。

## 第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始前までに会長が作成し、理事会の決議を得て、当該事業年度の通常会員総会で承認を得なければならない。

2 前項の場合、通常会員総会の承認を得るまでの間は、当該年度以前の予算執行の例によるものとする。

3 事業計画書、収支予算書を変更する場合は、理事会の決議を得て、会員総会で承認を得なければならない。



4 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号から第 4 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属説明書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 前項に定める(1)から(4)までの書類
- (3) 理事及び監事の名簿

（剰余金の分配）

第 42 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 10 章 基金

（基金の拠出）

第 43 条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法に規定する基金の拠出を求めることができる。

（基金の取扱）

第 44 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

（基金拠出者の権利）

第 45 条 本会は、第 48 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず本会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託にすることはできないものとする。

(基金返還の手続)

第 46 条 基金の返還は、定時会員総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

## 第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 48 条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 本会が解散する場合に有する残余財産は、会員総会の決議を得て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第 5 条に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 12 章 雑則

第 50 条 本会の運営に必要な事項のうち、この定款に定めのない事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

### 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第 39 条規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
3. この法人の設立時会員の氏名及び住所は次のとおりである。

正会員

住所 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (個人情報につき未掲載)

氏名 山崎研一

住所 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (個人情報につき未掲載)

氏名 吉田裕之